

広域通信制高等学校に対する点検調査実施状況 (前回会議(H29.4.11)以後に実施した調査の概要)

資料3-2

点検調査対象:2校(株式会社立高等学校)

(1)学校の管理運営に関する事項

- ✓ 本校以外の施設に勤務する教員に対し、辞令交付により教員の身分を付与しているのみで、業務範囲等の定めがない。
- ⇒ 本校以外の施設に勤務する教員についても、同校の教員として、校長の監督下で添削指導等を適切に行うことを担保する観点から、文書において業務内容等を明確に定めるなど、改善に努めること。

(2)教育課程に関する事項

- ✓ 指導要領に基づいて実施すべき各科目等の面接指導のうち、一部の科目等において面接指導が実施されていない。
- ⇒
 - ・面接指導の未実施分について早急に実態調査を実施し、結果を報告すること
 - ・在籍する生徒に対し、未実施分の面接指導を指導要領に基づいて適切に実施すること
 - ・未実施分の面接指導の実施に当たっては、生徒及び保護者に経済的な負担を転嫁することがないように適切に配慮すること
 - ・今年度の面接指導については、未実施等の問題が生じないように、指導要領に基づき適切に実施すること
- ✓ 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間を減免した場合に、必要となる単位時間分の面接指導時間が確保されていない。
- ⇒ 指導要領に基づき実施すべき単位時間分の面接指導を実施すること。

(2)教育課程に関する事項(続き)

✓ 年間指導計画において添削指導の提出期限の定めがない。

⇒ 添削指導を踏まえた計画的、体系的な面接指導の実施や生徒の自主的・自律的な学習を促す観点から課題が生じていることから、改善のための措置を講じること。

✓ 添削指導が正誤の採点のみとなっている。

⇒ 添削指導においては生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考方向とつまづきを的確にとらえて指導していくことが必要であることを踏まえ、例えば、不正解であった設問についての解説や、生徒が自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載するよう努めること。

✓ 一部の学校設定教科について、年間指導計画等の定めが不十分であり、添削指導等が十分に行われていない。

⇒ 学校設定教科については、高等学校教育の目標及びその水準の維持等に十分配慮して目標や内容、面接指導の単位時間数等を設定するとともに、添削指導を1単位あたり少なくとも1回は実施する等の改善を図ること。

✓ 多様なメディアを利用して行う学習の成果報告の様式が不十分(60字程度の自由記述)。

⇒ 生徒の学習内容の定着状況等を適切に把握するため、改善を図ること。

(3)構造改革特区制度に関する事項

✓ 構造改革特区法の認定を受けた特区区域の外で試験が行われている。

⇒ 特区区域の外で試験を実施することは、構造改革特区法違反に当たることから、改善を図ること。